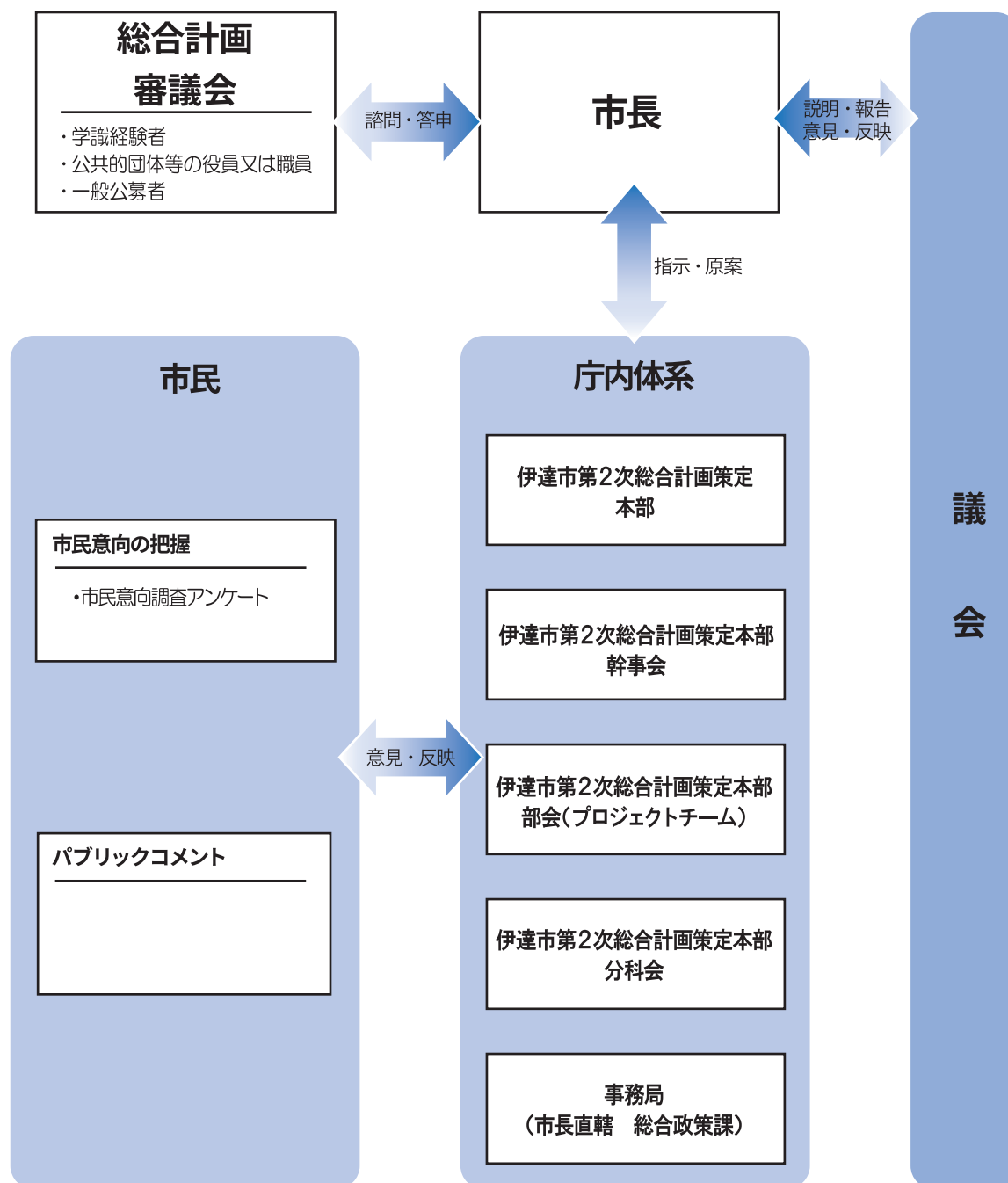


資料編

1 伊達市第2次総合計画策定体系図



計画の策定にあたって

基本構想

基本計画の概要

計画策定にあたっての前提

まちづくりの施策(施策の体系)

分野別のまちづくり計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

特別対策

資料編

2 策定の経緯

(1) 伊達市総合計画審議会の経過

開催年月日		主な内容
第1回	平成30年5月30日	・総合計画について ・伊達市の市政概要について ・まちづくりアンケートについて ・後期基本計画の策定方針について ・今後の進め方について
第2回	平成30年8月8日	・伊達市第2次総合計画後期基本計画(案)について
第3回	平成30年9月26日	・伊達市第2次総合計画後期基本計画(案)について ・伊達市第2次総合計画後期基本計画答申について
	平成30年10月4日	伊達市総合計画審議会長から伊達市長に対し答申

(2) 市民意識調査

市民の生活実感やまちづくりに係る意向を把握するため、市内在住(16歳以上79歳以下の市民2,000人)の方々に、日頃の生活で感じていることや、市政に対する意見等に関するアンケートを実施しました。

調査対象	市内在住の16歳以上79歳以下の市民
対象者数	2,000人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査時期	平成29年10月30日～同年11月15日
回答者数	754票(回収率37.7%)

（３）パブリック・コメント（意見公募）の実施

■件名

伊達市第２次総合計画 後期基本計画（案）に関するパブリック・コメントの実施について

■意見募集期間

平成30年10月25日～平成30年11月８日

■周知方法

ホームページに募集掲載（公表日平成30年10月25日～）

■閲覧場所

- ・伊達市ホームページ
- ・市長直轄総合政策課
- ・各総合支所総務担当窓口（保原総合支所を除く）

■意見提出者数

３名（うち有効提出者数 ２名）

■意見件数

12件（うち有効提出意見数 10件）

（４）庁内策定組織による検討経過等

①伊達市第２次総合計画策定本部

回数	開催期日	主な内容
第１回	平成29年12月14日	・伊達市第２次総合計画策定本部の設置 ・伊達市第２次総合計画後期基本計画策定スケジュールについて
第２回	平成30年４月16日	・まちづくりアンケート調査結果について ・伊達市第２次総合計画後期基本計画策定方針について
第３回	平成30年７月３日	・伊達市第２次総合計画後期基本計画(案)について
第４回	平成30年７月13日	・伊達市第２次総合計画後期基本計画(案)について
第５回	平成30年10月15日	・伊達市第２次総合計画後期基本計画(案)について
第６回	平成30年11月14日	・伊達市第２次総合計画後期基本計画(案)について(パブリック・コメントの反映)
第７回	平成30年３月28日	・伊達市第２次総合計画後期基本計画の確定

②伊達市第2次総合計画策定本部 幹事会

回数	開催期日	主な内容
第1回	平成30年4月26日	・伊達市第2次総合計画後期基本計画策定方針について ・分野別のまちづくり計画(後期基本計画)の策定手法について ・市民アンケートの分析方法について
第2回	平成30年5月26日	・伊達市第2次総合計画後期基本計画(案)について

③前期基本計画の振り返り

回数	開催期日	主な内容
第1回 ～ 第54回	平成30年1月10日 ～2月27日	基本事業ごとに前期基本計画中に実施した主な内容、その評価、今後の課題を整理

④分野別まちづくり計画策定会議

回数	開催期日	主な内容
第1回 ～ 第18回	平成30年5月9日 ～28日	施策ごとの現状と課題の確認、基本事業の目的・手段を整理

(5) 伊達市議会による議決

■件名

伊達市第2次総合計画基本構想の変更について

■議決月日

平成31年3月20日

■議決状況

修正可決

(6) 総合計画審議会への諮問

30 伊政策第 54 号
平成 30 年 5 月 30 日

伊達市総合計画審議会会長 様

伊達市長 須田 博行

伊達市第 2 次総合計画後期基本計画について（諮問）

伊達市総合計画審議会条例（平成 18 年条例第 246 号）第 2 条の規定に基づき、
伊達市第 2 次総合計画後期基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

計画の策定に
あたって

基本
構
想

基本
計
画
の
概
要

計画策定に
あたっての前提

まちづくりの
施策（施策の体系）

分野別の
まちづくり計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

特別
対
策

資料
編

（ 7 ） 総合計画審議会からの答申

平成 30 年 10 月 4 日

伊達市長 須田 博行 様

伊達市総合計画審議会

会長 西田 奈保子

伊達市第 2 次総合計画後期基本計画について（答申）

平成 30 年 5 月 30 日付け 30 伊政策第 54 号で諮問のありました伊達市第 2 次総合計画後期基本計画について、意見を取りまとめたので、答申します。

今回審議した伊達市第 2 次総合計画後期基本計画（案）は、基本構想に掲げる伊達市の将来都市像「健幸と個性が創る 活力と希望あふれる故郷 伊達市」を実現するため、前期基本計画との継続性に配慮しつつ、前期基本計画後に生じた新たな行政課題を踏まえたまちづくりの基本的な施策を体系的に示す基本的な計画となるものです。こうした観点から慎重に審議した結果、その内容は概ね妥当であると認めます。

なお、本計画の推進に当たっては、下記に掲げる事項に留意して実現に努められるよう要望します。

記

1. 地域住民が地域課題の解決に対して行政と手を携えて進めることは伊達市の発展にとって重要なことである。その推進に当たっては、当事者である地域の事情に配慮して、双方が納得し合意が得られるよう丁寧な対応に努められたい。
2. 財政状況や少子高齢社会の進行の見通しに対応していくため、危機感を持って、歳出抑制、財源の確保、効果的・効率的な行政サービスの提供、社会資本の持続可能な維持管理に取り組みながらも、伊達市の将来に資する施策に関しては、臆せず投資を行うなど、メリハリのある行財政運営に努められたい。
3. 地域における多様な体験や大人からの知恵の継承により、子ども達の個性を引き出し、「生きる力」が育まれるような教育の推進に努められたい。

4. 児童数の減少や教育環境の充実を考えると、小学校が閉校されていくのもやむを得ないところであるが、小学校が地域で果たしているシンボリックな役割も考慮し、地域住民の心情に配慮した学校校舎や跡地の活用を模索されたい。
5. 観光施策については、長期的・総合的な視点での取組みが必要であり、伊達市の観光施策を俯瞰した観光戦略・推進計画を定められたい。また、伊達市における外部に向け誇れる観光資源は「霊山」であり、かかる資源の有効活用に努められたい。観光に係る市民、事業所、市等の取組みを知らない市民が少なくなく、市外者のみならず市民への周知に努められたい。
6. 就労場の創出は、地域経済の活性化はもとより人口減少問題に対しても効果が期待される。例えば、閉校した学校校舎を研修や研究開発等を実践する拠点とするなど、これからの伊達市農林商工業をけん引する人材や新たに起業する市民の育成・支援に努められたい。また、農商工連携による付加価値を持つ商品やサービスの創造などを通して、伊達市に新しい仕事を創出する施策の展開に努められたい。
7. これまで伊達市や関係機関が地域住民と推進してきた元気づくり会や地域サロン等の取組みは、地域住民が気軽に集い語らい、それが健康につながる場として有用な取組みであり、この取組みの発展に努められたい。
8. 日常生活における移動手段として車の利用ができない市民が増えている。生活の質の維持のためにも、誰にでも分かりやすく利用しやすい公共交通体系の整備に努められたい。
9. 総合計画には、施策どうしの関連を見わたす役割もある。施策の展開に当たっては、相乗効果を上げるべく、各施策の連携を図り、総合的・複合的な展開に努められたい。

3 伊達市総合計画審議会条例

平成 18 年 9 月 22 日条例第 246 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊達市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、伊達市総合計画に関する事項について調査し、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 伊達市の区域内の公共的団体等の役員又は職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(1) 伊達市総合計画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

条例根拠	委員名	所属
学 識 経 験 者	◎ 西田 奈保子	福島大学行政政策学類 准教授
公共的団体等の 役員又は職員	小野 孝雄	NPO法人伊達西地区自治協議会 会長(伊達)
	高橋 幸吉	東大枝自治会(梁川)
	佐藤 貞夫	柏町行政推進員(保原)
	橘内 仙樹	泉原自治会 会長(霊山)
	○ 齋藤 勇治	月舘地域自治組織連絡協議会 会長(月舘)
	佐藤 昭治	伊達市社会福祉協議会 会長
	舟山 悦雄	ふくしま未来農業協同組合 伊達地区本部長
	丹野 善一	伊達市観光物産交流協会 代表理事
	一條 誠	連合福島伊達地区連合会 副議長
	渡邊 武	伊達市商工会 会長
	大石 洋介	保原町商工会 理事(青年部長)
	菅野 宇一	伊達地区交通安全協会 会長
	一条 高志	伊達市スポーツ振興公社 代表理事
	中山 貴徳	伊達市PTA連絡協議会 会長
	小野 直子	伊達市連合婦人会 副会長
市 民	佐藤 實	公募委員

計画の策定にあたって

基本構想

基本計画の概要

計画策定にあたっての前提

まちづくりの施策(施策の体系)

分野別のまちづくり計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

特別対策

資料編

4 伊達市総合計画策定本部設置要綱

平成 18 年 11 月 1 日訓令第 107 号

改正

平成 19 年 4 月 1 日訓令第 28 号

平成 20 年 3 月 31 日訓令第 20 号

平成 22 年 4 月 1 日訓令第 14 号

平成 24 年 4 月 1 日訓令第 9 号

平成 26 年 6 月 9 日訓令第 7 号

(設置)

第 1 条 伊達市の総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、伊達市総合計画策定本部

（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の基本構想案、基本計画案、実施計画案の決定に関すること。
- (2) 総合計画策定に係る総合調整に関すること。
- (3) その他総合計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、市長、副市長及び教育長並びに各部等の長及び各総合支所長をもって構成する。

- 2 本部には本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部長は、会務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 本部員の任期は、伊達市総合計画の策定が終了するまでとする。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

(幹事会)

第 6 条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、各課等の長をもって構成する。
- 3 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 本部の会議に付議する総合計画の基本構想案、基本計画案及び実施計画案の調整に関すること。

(部会)

第7条 本部に部会を置く。

- 2 部会は、伊達市総合計画策定プロジェクト・チーム設置要綱（平成18年伊達市訓令第108号）の規定により設置されたプロジェクト・チームの構成員をもって構成する。
- 3 部会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 幹事会に付議する総合計画の基本構想案、基本計画案及び実施計画案の作成に関すること。
 - (2) 総合計画策定に必要な資料の収集に関すること。

(分科会)

第8条 本部に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、係長等をもって構成する。
- 3 分科会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 部会の会議に付議する総合計画の基本構想案、基本計画案及び実施計画案の企画に関すること。
 - (2) 総合計画策定に必要な資料の収集に関すること。
- 4 分科会の会議は、必要に応じ担当課長が招集し、会議の議長となる。
- 5 担当課長に事故があるときは、担当課長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(事務局)

第9条 本部及び幹事会の事務局を市長直轄総合政策課に置く。

- 2 部会及び分科会の事務局は、担当部長又は担当課長が指名した職員をもって充てる。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が本部の会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第28号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第20号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令第14号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月9日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

計画の策定にあたって

基本構想

基本計画の概要

計画策定にあたっての前提

まちづくりの施策（施策の体系）

分野別のまちづくり計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

特別対策

資料編